

## 株式会社クレディアの民事再生申立てを受けての会長声明

平成19年9月14日、東証一部上場の消費者金融「株式会社クレディア」が東京地裁に民事再生手続きの開始を申立て受理され、債権届出期間が同年11月26日までと指定されました。これは事実上の倒産であり、これにより、同社と取引を継続している利用者である消費者にとっても、大変大きな影響を及ぼすものと思われ、その対応が急がれます。同社の利用者は、本店所在地である静岡県在住者はわずかに二割に過ぎず、首都圏に八割が存在すると言われており、神奈川県においても相当程度存在すると思われ、そのため当会においても、クレディアの利用者に対して支援策を講じることが急務であると考えます。

民事再生手続きが行われることで、クレディアに対して過払金返還請求権（消費者が本来払う必要のない金利の返還を求めることができる権利）を有している消費者は、その返還手続きが大幅に制限されてしまうおそれがあります。また、債務が残る利用者にとっても、利息制限法引き直し計算に基づく法律上有効な債権額を超える権利が裁判所で確定されるおそれがあります。

私たち、神奈川県司法書士会は、クレディアの利用者の正当な権利行使のため次のような支援策を実施いたします。

1. 10月7日（日）に「クレディア再生申立ホットライン」の開催
2. 上記の結果を踏まえて、その後の継続的な相談体制及び代理人としての支援体制の確立
3. クレディアの民事再生手続きが消費者を切り捨てることの無いよう、司法・行政当局へ適正な手続きの実施の要望

平成19年10月5日

神奈川県司法書士会 会長 加藤俊明